

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 安武建設工業
熊本県菊池市旭志伊萩668

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 5 年 6 月 5 日～令和 5 年 9 月 4 日（3ヵ月）

九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

3 指名停止理由

株式会社安武建設工業は、令和2年(2020年)9月30日、令和3年(2021年)9月30日及び令和4年(2022年)9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、経営規模等評価申請書及び経営事項審査添付書類に完成工事高を水増しした虚偽の内容を記載して申請を行うとともに、その申請に基づく経営事項審査結果通知書を熊本県に提出し、入札参加資格申請を行ったため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年3月14日に熊本県知事より30日間の営業停止処分を受けた。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内